

改正労働安全衛生規則の概要とポイント

令和5年6月9日（金）



陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部

安全衛生管理員 五十嵐 力

改正労働安全衛生規則等説明会等に関する意向調査 アンケート

令和5年4月作成

事業場名			営業所名	
事業場住所				
事業場電話番号			労働者数	人
記入年月日	令和 年 月 日	担当者職氏名		

このたび、貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落災害防止対策の強化を図るため、労働安全衛生規則等の一部が改正されます。概要は、下記のとおりです。

陸災防埼玉県支部では、会員の皆様に広く改正される労働安全衛生規則等の内容等を周知するため、改正労働安全衛生規則等説明会、テールゲートリフターの操作に関する特別教育(学科教育(受講料:有料))を実施する予定です。

つきましては、会員の皆様の意向を伺うためのアンケートを実施したいと存じますので、次の各問について、該当する選択肢の()に○をご記入いただき、当支部宛て FAX にて**4月17日まで**にご返送くださいますようお願いいたします。

- 最大積載量2トン以上の貨物自動車による荷の積卸し作業を行っていますか。**
行っている () 行っていない ()
- テールゲートリフターによる荷の積卸し作業を行っていますか。**
行っている () 行っていない ()
- 改正労働安全衛生規則等説明会の受講希望について(対象:事業場管理者)(受講料:無料)**
受講を希望したい () 受講を希望しない ()
- テールゲートリフターの操作に関する特別教育(学科教育)の受講希望について**
(対象:事業場作業員)(受講料:有料)
受講を希望したい () 受講を希望しない ()
- 自社内で実施する特別教育の講師となるインストラクター養成研修(受講日時・場所は指定)の受講希望について**
(対象:特別教育の講師となる方)(受講料:未定)
受講を希望したい () 受講を希望しない ()

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

- 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大
昇降設備の設置義務及び当該貨物自動車において荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大する。
施行日: 令和5年10月1日
※詳細は、陸災防埼玉県支部 HP トピックスをご覧ください。
- テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化
労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務(荷役作業を伴うものに限る。)を規定する。
※ 学科: 4時間、実技: 2時間
施行日: 令和6年2月1日
※詳細は、陸災防埼玉県支部 HP トピックスをご覧ください。

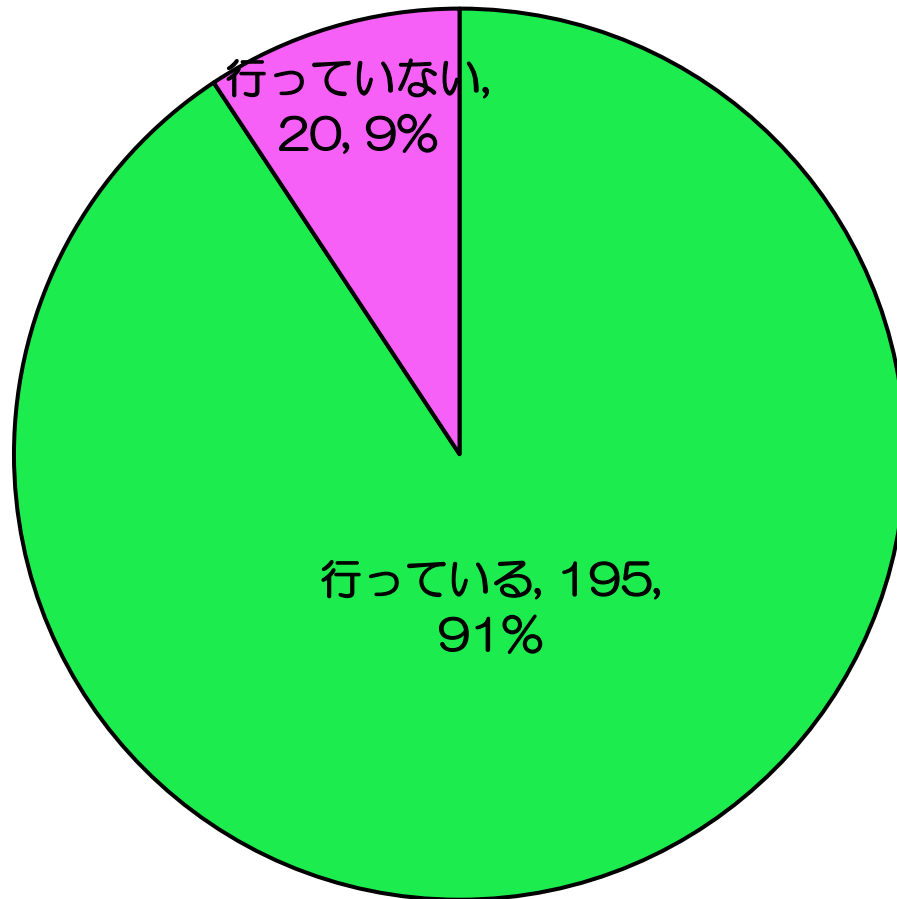
ご協力ありがとうございました。

お問合せ先: 陸災防埼玉県支部 TEL 048-645-2770

担当: 猪(いの)、大越(おおごし)

改正労働安全衛生規則説明会等に関するアンケート結果

2トン以上トラックの積み卸し作業

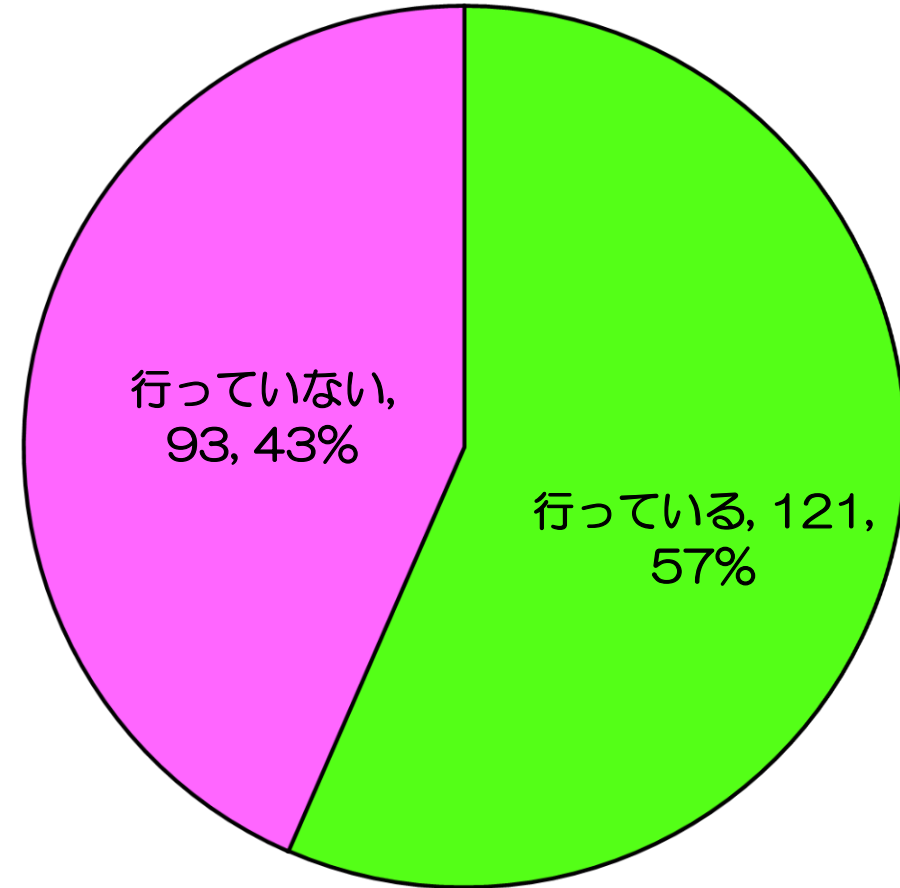


■行っている ■行っていない

2トン以上トラックの積降し作業

有効回答数 215

テールゲートリフターの積み卸し作業



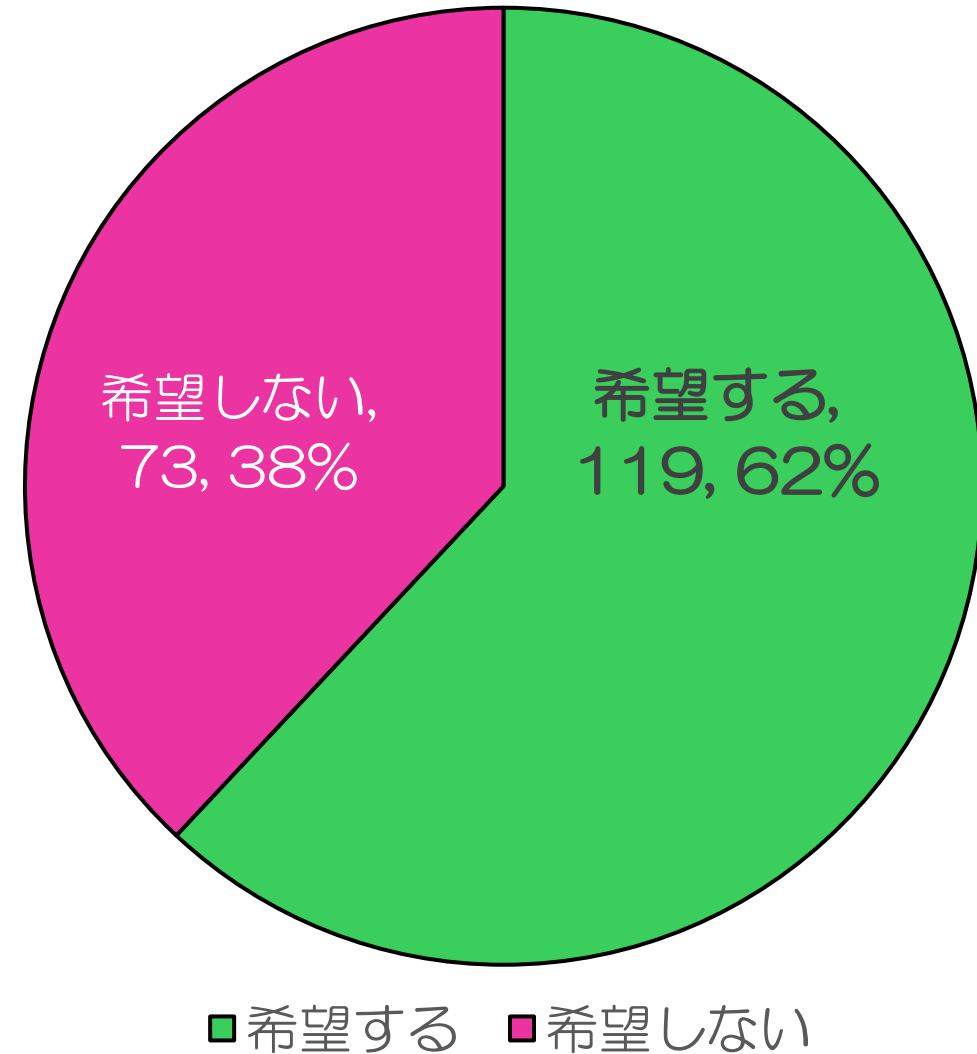
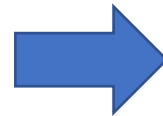
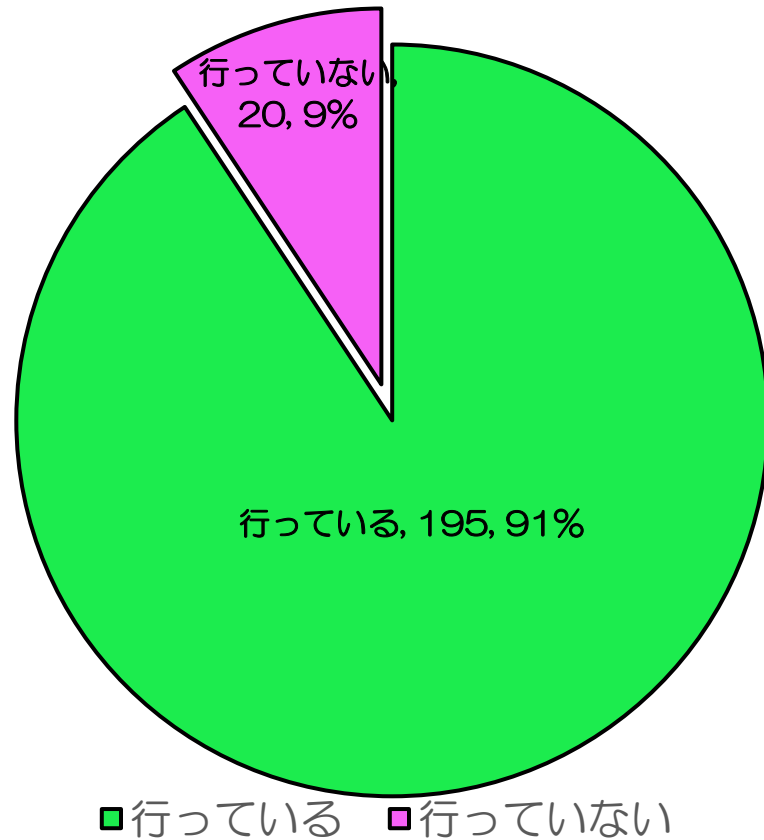
■行っている ■行っていない

テールゲートリフターの積降し作業

有効回答数 214

改正労働安全衛生規則説明会の受講希望

2トン以上トラックの積み卸し作業



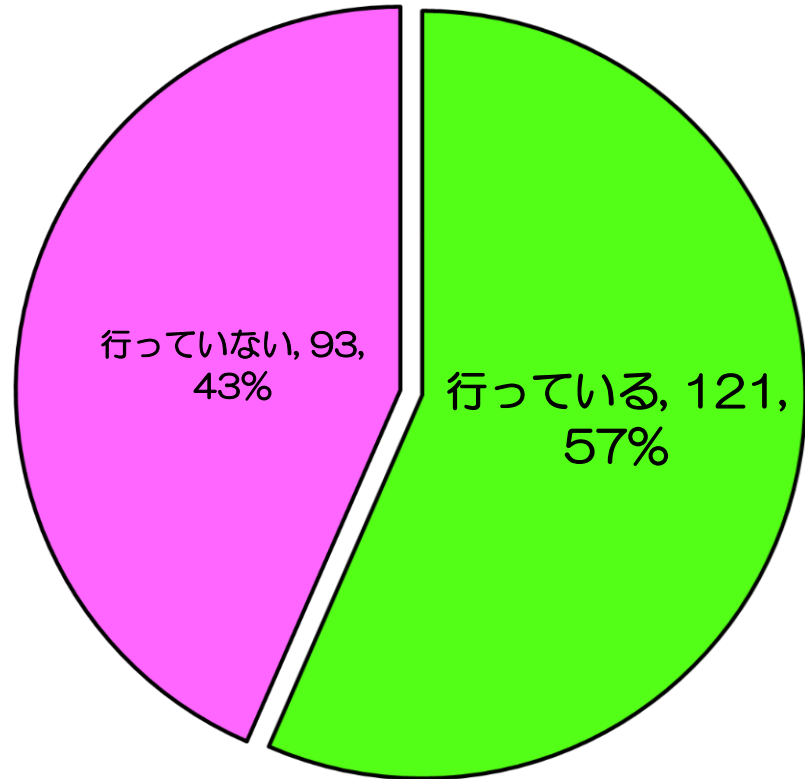
改正労働安全衛生規則説明会受講

有効回答数

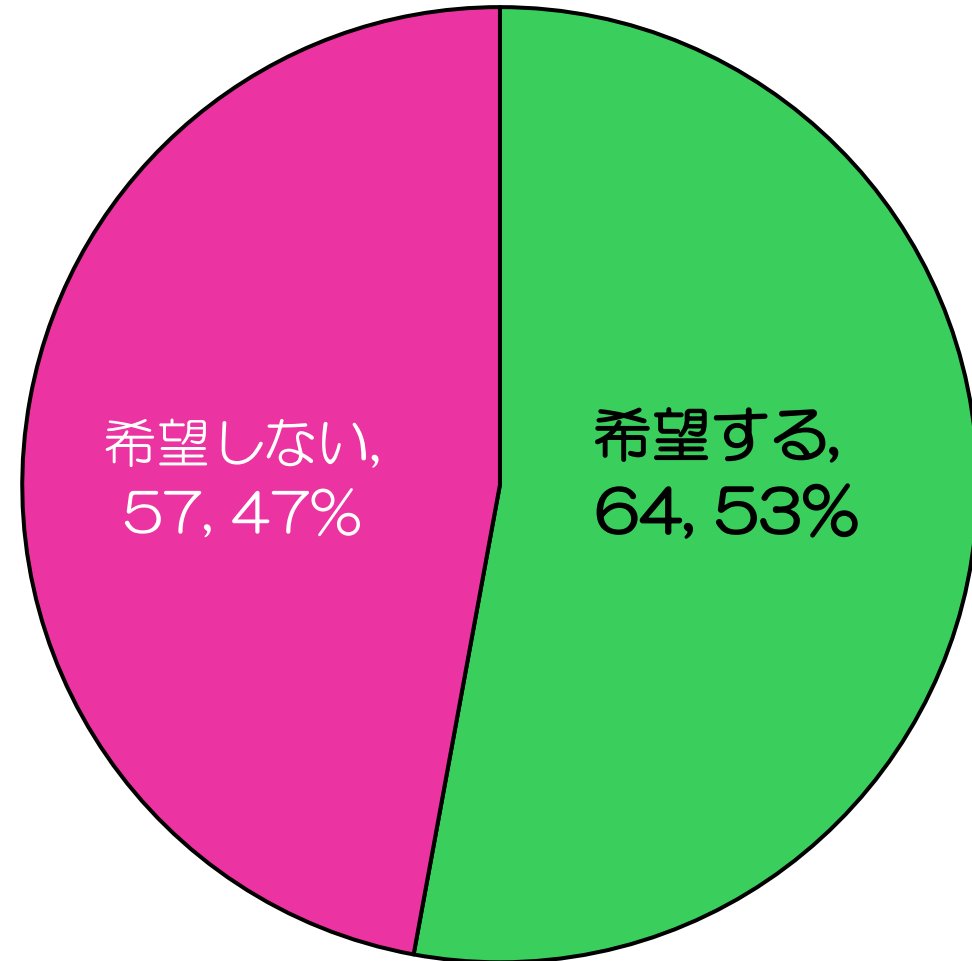
192

テールゲートリフター学科特別教育の受講希望

テールゲートリフターの積み卸し作業



■行っている ■行っていない



■希望する ■希望しない

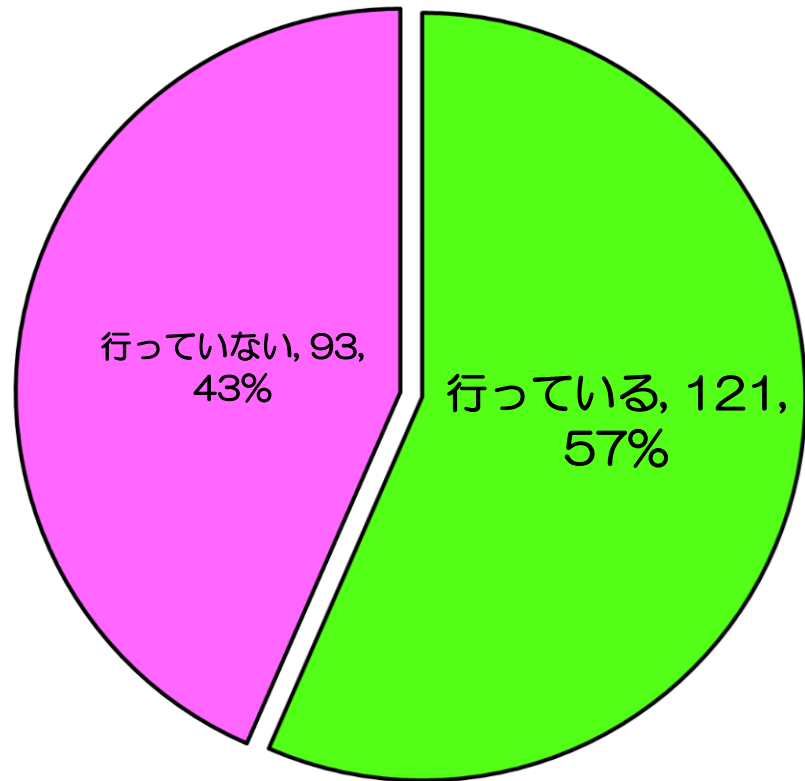
テールゲートリフター学科特別教育受講

有効回答数

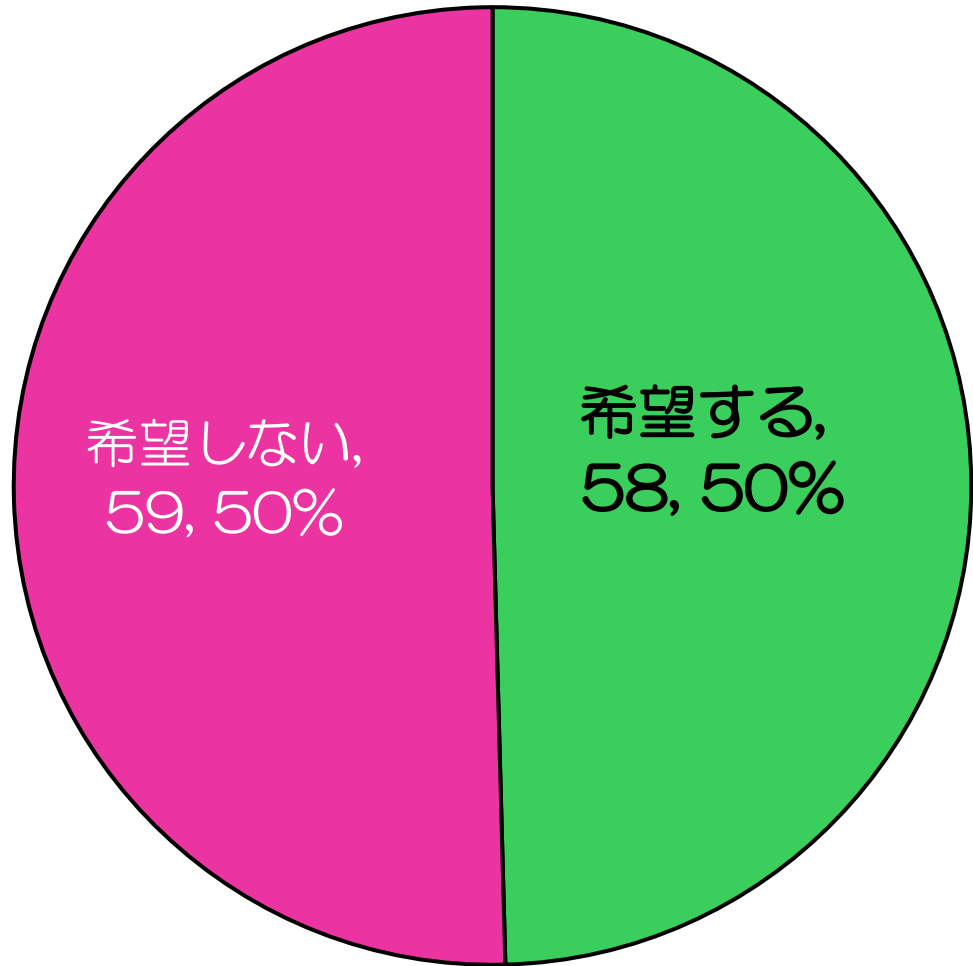
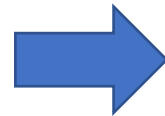
121

自社内特別教育講師養成研修の受講希望

テールゲートリフターの積み卸し作業



■行っている ■行っていない



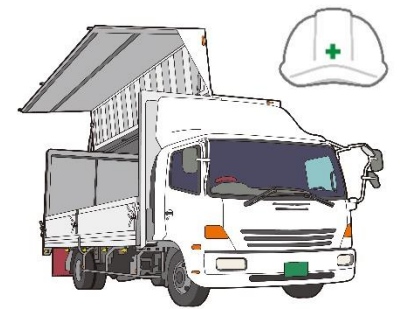
■希望する ■希望しない

自社内特別教育講師養成研修の受講	
有効回答数	117

労働安全衛生規則の一部を改正する省令のポイント1

保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大【令和5年10月1日施行】

- 次のいずれかに該当する貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、保護帽の着用が義務となります。
 - ☆ 最大積載量5トン以上
 - ☆ 最大積載量2トン以上5トン未満で、荷台の側面が開放できるもの（あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車など）
 - ☆ 最大積載量2トン以上5トン未満で、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターで荷の積卸しを行うときに限る。）
- 保護帽は、型式検定（国家検定）に合格した「墜落時保護用」の製品を使用しなければなりません。。



労働安全衛生規則の一部を改正する省令のポイント2

昇降設備の設置が必要な貨物自動車の範囲を拡大【令和5年10月1日施行】

- 最大積載量が「**2トン以上**」の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときは、昇降設備を設置することが義務となります。
- 昇降設備は、「床面と荷台との間の昇降」「床面と荷の上との間の昇降」のいずれにも必要です。
- 昇降設備には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップも含まれます。
- テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。



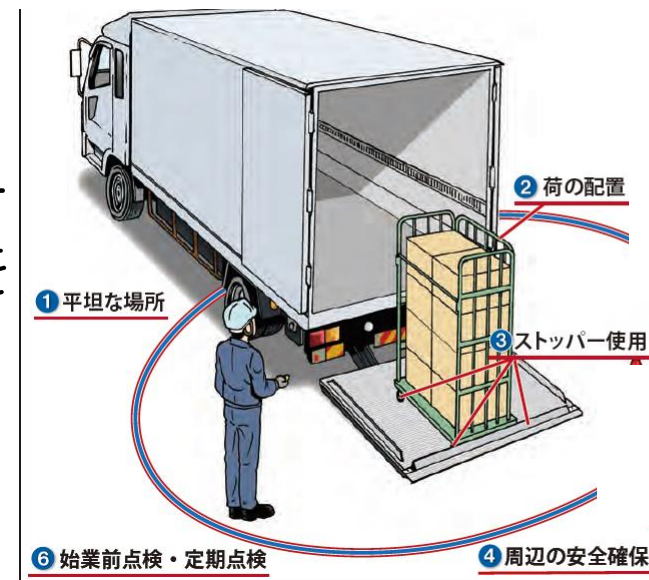
昇降設備の例

労働安全衛生規則の一部を改正する省令のポイント3

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

【令和6年2月1日施行】

- 荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務（以下「操作業務」といいます。）が、特別教育の対象となります。【学科4時間、実技2時間】
 - ☆ 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
 - ☆ 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は対象外です。
 - ☆ 介護用の車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。
- テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストーストッパー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。
- 荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、出来る限り特別教育を受けることが望ましいです。



テールゲートリフターの操作の業務の特別教育のカリキュラム

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取り扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1. 5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取り扱い方法 台車の種類、構造及び取り扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	0. 5時間
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	テールゲートリフターの操作の方法	2時間

※6月以上の実務経験者に対する教育

学科教育：テールゲートリフターに関する知識 45分

実技教育：テールゲートリフターの操作の方法 1時間

陸災防埼玉県支部の取組について

改正労働安全衛生規則説明会の開催予定

- | | | |
|-----|--------------------|---------------|
| 第1回 | 令和5年6月15日（木） | 13時30分～15時30分 |
| | 埼玉県トラック総合会館 | 6階大会議室 |
| | さいたま市大宮区北袋町1-299-3 | |
| 第2回 | 令和5年6月23日（金） | 13時30分～15時30分 |
| | 埼玉県トラック総合会館 | 6階大会議室 |
| | さいたま市大宮区北袋町1-299-3 | |
| 第3回 | 令和5年6月28日（水） | 13時30分～15時30分 |
| | 埼玉県トラック総合教育センター | 多目的ホール |
| | 深谷市黒田2091-1 | |

お問合せ先
陸災防埼玉県支部
電話：048-645-2770

フォークリフト安全デザインポスターによる周知・啓発



フォークリフト安全ポスターデザインコンテスト 障災防埼玉県支部長賞受賞作品 作者：しばはら・ち

令和5年度 埼玉県フォークリフト運転競技大会の開催



開催日

令和5年 7月22日（土）

主催

陸災防埼玉県支部

参加資格

当支部会員事業場の従業員でフォークリフト運転技能講習修了後1年以上経過者等

競技方法

- ①学科：50問、制限時間40分
- ②点検：作業開始前点検項目内で設定した不良個所の発見、報告
1.5tカウンターバランスフォークリフト（ガソリン・トルコン車）使用
- ③運転：規定コース内での走行、荷の取りおろし、移動、積み付け
2.5tカウンターバランスフォークリフト（ガソリン・トルコン車）使用

募集人員

一般の部：20名
女性の部：5名

会場

埼玉県トラック総合教育センター

後援

埼玉労働局

参加費

無料

申込・お問合せ

陸災防埼玉県支部
電話：048-645-2770
FAX：048-645-2818

令和5年度 フォークリフト荷役技能検定試験の実施



検定日

- 1 令和5年 8月23日 (水)
- 2 令和5年10月18日 (水)

受検会場

- 1 令和5年 8月23日 (水) 北海道^(注1)、岩手、秋田、東京^(注2)、愛知^(注3)、愛媛
- 2 令和5年10月18日 (水) 埼玉^(注3)、東京^(注2)、岐阜、静岡、福岡

受検申請期間

- 1 令和5年 8月23日 (水) 実施：令和5年6月1日 (木) ~ 8月2日 (水)
- 2 令和5年10月18日 (水) 実施：令和5年8月3日 (木) ~ 10月4日 (水)

(注1) 学科試験のみ実施。実技試験は、令和5年8月24日 (木) に実施。

(注2) 学科試験のみ実施。

(注3) 実技試験は、カウンターバランスフォークリフト又はリーチフォークリフトで受検可能。

無印 実技試験は、カウンターバランスフォークリフトのみ受検可能。